

(証券コード：8964)

(発信日) 2026年3月6日

(電子提供措置の開始日) 2026年3月4日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目8番7号

フロンティア不動産投資法人

執行役員 市川俊英

第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本投資主総会へのご出席に代えて書面により議決権を行使することもできますので、その場合には、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨、同条第2項において、「前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する」旨、同条第3項において、一定の事項に係る議案の決議には同条第1項及び第2項を適用しない旨を定めております。

従いまして、投資主様が当日本投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなさらない場合、現行規約第14条第3項に定める各事項に係る議案を除き、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

3. 前二項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。
- (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
 - (2) 規約の変更（ただし、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）
 - (3) 解散
 - (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に関する同意
 - (5) 本投資法人による資産運用委託契約の解約

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第11回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、本投資主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.frontier-reit.co.jp/ja/investor/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

さらに、電子提供措置事項は、上記各ウェブサイトのほか、株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の株式会社プロネクサスのウェブサイトアクセスして、ご確認くださいようお願い申し上げます。

株式会社プロネクサスウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8964/teiiji/>

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午後2時
（受付開始時刻は午後1時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 三井物産ビル4階
「大手町三井カンファレンス」Room7.8

末尾の「第11回投資主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件（その1）
第2号議案 規約一部変更の件（その2）
第3号議案 規約一部変更の件（その3）
第4号議案 規約一部変更の件（その4）
第5号議案 執行役員1名選任の件
第6号議案 監督役員3名選任の件
第7号議案 補欠執行役員2名選任の件

以上

前回の投資主総会と開催場所が異なりますので、ご来場の際は末尾の「第11回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

- (お願い) ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 介助が必要な投資主様は、介助者を1名に限り同伴してご入場いただくことができますので、同伴をご希望の場合は、当日会場受付にお申し出ください。ただし、ご同伴の方につきましては、議決権を有する投資主様である場合を除き、会場内では介助者としての言動に制限されます。また、その他ご出席にあたりお手伝いを必要とされる場合は、当日会場受付にお申し出ください。
- ◎ 代理人がご出席の際は、代理権を証する書面を議決権行使書面と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます（代理人の資格は、現行規約第12条の定めにより、本投資法人の議決権を有する他の投資主様1名に限ります。）。
- ◎ ご出席に当たり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎ ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の本投資法人ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株式会社プロネクサスのウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。併せてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本投資主総会及びその後の「運用状況報告会」にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件（その1）

1. 変更の理由

- (1) 事務の効率化及び合理化を図るとともに、柔軟な運営体制を整備するため、投資主総会及び役員会の議事録を電磁的記録にて作成できるよう関連規定を変更するものです（変更案第16条、第23条）。
- (2) 投信法及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により、「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、本投資法人の規約における「利益」の定義をより明確にすることを目的として、引用条文の追加及び必要な変更を行うものです（変更案第37条(1)①）。
- (3) その他、必要な字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第16条 （投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果その他の法令に定める事項を記載した議事録を作成する。</p>	<p>第16条 （投資主総会議事録）</p> <p>投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果その他の法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。</p>
<p>第23条 （役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果その他の法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員がこれに署名又は記名押印する。</p>	<p>第23条 （役員会議事録）</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果その他の法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した役員がこれに署名、記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第27条 （会計監査人の報酬の支払基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額を、投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書の受領後、会計監査人の請求を受けてから3か月以内に支払うものとする。</p>	<p>第27条 （会計監査人の報酬の支払基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額を、投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書の受領後、会計監査人の請求を受けてから3か月以内に支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第37条 (金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法に定める利益の金額は、貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した金額をいい、その金額はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算されるものとする。</u></p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項(以下「<u>投資法人に係る課税の特例規定</u>」という。)に規定する本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額(法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。)を超えて本投資法人が決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>第37条 (金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>利益(投信法第136条第1項に規定する利益をいう。本条において以下同じ。)</u>の金額は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準に従って</u>計算されるものとする。</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定する本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額(法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。)を超えて本投資法人が決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p>

第2号議案 規約一部変更の件（その2）

1. 変更の理由

- (1) 三井不動産株式会社並びにその子会社及び関連会社（以下「三井不動産グループ」といいます。）は、商業施設事業をはじめ、オフィスビル事業、住宅事業、物流施設事業及びホテル・リゾート事業など、幅広い事業に取り組み、様々なサービスを提供する日本有数の不動産会社グループであり、商業施設事業においては国内有数の商業デベロッパー兼オペレーターとして、日本全国で数多くの商業施設の開発・運営を行っています。本投資法人は、中長期にわたり安定的な分配金の配当を行うことを基本方針とし、三井不動産グループから商業施設運営のノウハウの提供を受けることにより、ポートフォリオの安定性と成長性の両立と、三井不動産グループが開発・運営を手がける多種多様な商業施設の取得による継続的な外部成長を目指しています。

上記の基本方針に加えて、2024年1月から新たな少額投資非課税制度（新NISA）が開始されたことも踏まえ、本投資法人の更なる名前の浸透及びブランドイメージの一層の向上を図るため、本投資法人の商号に、三井不動産の名前を冠する変更を行うものです（変更案第1条）。

- (2) 上記（1）の本投資法人の商号変更を、2026年7月1日から効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第40条第1項）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第1条（商号）</p> <p>本投資法人は、<u>フロンティア不動産投資</u>法人と称し、英文では<u>Frontier Real Estate Investment Corporation</u>と表示する。</p>	<p>第1条（商号）</p> <p>本投資法人は、<u>三井不動産商業ファン</u><u>ド投資</u>法人と称し、英文では<u>Mitsui Fudosan Retail Fund Investment Corporation</u>と表示する。</p>
<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第11章 附則</p> <p>第40条（改正の効力発生）</p> <p><u>1. 第1条に係る改正は、2026年7月1日に効力を生じる。なお、本項は、当該改正の効力発生日経過後に、これを削除する。</u></p>

第3号議案 規約一部変更の件（その3）

1. 変更の理由

- (1) 将来、投資主価値の向上の実現に資すると判断される場合に、本投資法人が海外不動産保有法人の発行済株式その他の外国の法令に基づき又は外国の法令に準拠して組成された不動産関連資産へ投資することを可能とするため、関連する規定について必要な規定の追加、不要となる規定の削除その他の修正等を行うものです（変更案第29条、第30条、第31条、第34条）。
- (2) 投資主価値の向上の実現に資すると判断される場合の不動産関連資産への投資における選択肢を確保するため、不動産関連資産への投資に附随して投資することができる資産を追加するものです（変更案第30条第4項）。
- (3) その他、規定内容の明確化等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条 （投資態度）</p> <p>1. 本投資法人が投資対象とする不動産等及び不動産対応証券（第30条第2項に定義する。以下同じ。）の裏付資産は、主として郊外型商業施設及び都心型商業店舗ビル等の用途に供されているものとする。</p> <p>2. 本投資法人は、<u>不動産等及び不動産対応証券</u>（以下、これらを併せて「<u>不動産関連資産</u>」という。）へ投資するにあたり、地域経済及び賃貸市況の変動並びに地震等のリスクを軽減することにより、キャッシュ・フローの安定化を図ることを目的として、地域的分散投資を行うものとする。</p> <p>3. ～4. （省略）</p>	<p>第29条 （投資態度）</p> <p>1. 本投資法人が投資対象とする<u>不動産関連資産</u>（<u>不動産同等物</u>（第30条第2項に定義する。）及び<u>不動産対応証券</u>（第30条第2項に定義する。）を総称していう。以下同じ。）は、その本体をなす<u>不動産又はその裏付けとなる不動産</u>が、主として郊外型商業施設及び都心型商業店舗ビル等の用途に供されているものとする。ただし、<u>海外不動産保有法人</u>（第30条第1項(5)に定義する。）の発行済株式については、<u>その裏付けとなる不動産が海外において主として商業施設の用途に供されているものとする。</u></p> <p>2. 本投資法人は、不動産関連資産へ投資するにあたり、地域経済及び賃貸市況の変動並びに地震等のリスクを軽減することにより、キャッシュ・フローの安定化を図ることを目的として、地域的分散投資を行うものとする。</p> <p>3. ～4. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第30条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. 本投資法人は、主として次に掲げる特定資産（以下総称して「不動産等」という。）に投資を行う。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 本投資法人は、不動産等のほか、次に掲げる特定資産に投資をすることができる。なお、不動産等と本項(1)乃至(3)に掲げる資産を総称して「不動産同等物」といい、また、資産の2分の1を超える額を不動産同等物に投資することを目的とする本項(4)乃至(7)に掲げる資産を総称して「不動産対応証券」という。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第30条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. 本投資法人は、主として次に掲げる特定資産（以下総称して「不動産等」という。）に投資を行う。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p><u>(5) 投信法施行規則第221条の2第1項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。）の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。）</u></p> <p>2. 本投資法人は、不動産等のほか、次に掲げる特定資産に投資をすることができる。なお、不動産等と本項(1)乃至(5)に掲げる資産を総称して「不動産同等物」といい、また、資産の2分の1を超える額を不動産同等物に投資することを目的とする本項(6)乃至(10)に掲げる資産を総称して「不動産対応証券」という。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 外国の法令に基づく不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は外国の法令に準拠して組成された不動産、不動産の賃借権若しくは地上権のみを信託する信託の受益権若しくは本項(1)乃至(3)に掲げる資産</u></p> <p><u>(5) 投信法第194条第2項に規定する場合において、海外不動産保有法人のうち、資産のすべてが不動産及び当該不動産に係る金銭債権等である法人（外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているものを除く。）が発行する株式又は出資（ただし、不動産等に該当するものを除く。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）（以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定めるものをいう。）</p> <p>(5) 受益証券（投信法第2条第7項に定めるものをいう。）</p> <p>(6) 投資証券（投信法第2条第15項に定めるものをいう。）</p> <p>(7) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定めるもの（前項(4)、本項(1)又は(3)に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）</p> <p>(新設)</p> <p>3. (省略)</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。）</p> <p>4. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産（本項(5)及び(6)に掲げる資産以外の資産については、不動産<u>同等物</u>への投資に付随するもの）に限り、本項(5)及び(6)に掲げる資産については、本投資法人が借入れを行うために必要なものに限る。）に投資することができる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(6) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）（以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定めるものをいう。）</p> <p>(7) 受益証券（投信法第2条第7項に定めるものをいう。）</p> <p>(8) 投資証券（投信法第2条第15項に定めるものをいう。）</p> <p>(9) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定めるもの（前項(4)、本項(1)又は(3)に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）</p> <p>(10) <u>外国の法令に準拠して組成された本項(6)又は(9)に掲げる資産と同様の性質を有する資産</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(8) <u>外国の法令に準拠して組成された本項(7)に掲げる資産と同様の性質を有する資産</u></p> <p>(9) デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。）</p> <p>4. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産（本項(15)及び(16)に掲げる資産以外の資産については、不動産<u>関連資産</u>への投資に付随するもの）に限り、本項(15)及び(16)に掲げる資産については、本投資法人が借入れを行うために必要なものに限る。）に投資することができる。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>不動産関連資産に付随する器具備品等の民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）（以下「民法」という。）上の動産（ただし、前項(6)に掲げる資産を除く。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	(6) 著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。）に定める著作権等
(新設)	(7) 民法上の組合の出資持分（ただし、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸、運営又は管理等を目的としたものに限る。）
(新設)	(8) 地役権
(新設)	(9) 資産流動化法に定める特定出資
(新設)	(10) 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に定める合同会社の社員たる地位
(新設)	(11) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。その後の改正を含む。）に定める一般社団法人の基金拠出者の地位（基金返還請求権を含む。）
(新設)	(12) 信託財産として本項(1)乃至(3)及び(5)乃至(11)に掲げる資産を信託する信託の受益権
(新設)	(13) 各種保険契約に係る権利
(新設)	(14) 外国の法令に準拠して組成された本項(7)又は(9)乃至(13)に掲げる資産と同様の性質を有する資産
(5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。その後の改正を含む。）に定める出資	(15) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。その後の改正を含む。）に定める出資
(6) 信用金庫法（昭和26年法律238号。その後の改正を含む。）に定める出資	(16) 信用金庫法（昭和26年法律238号。その後の改正を含む。）に定める出資
(7) その他不動産同等物への投資に付随して取得が必要となる資産	(17) その他不動産関連資産への投資に付随して取得が必要となる資産
5. (省略)	5. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第31条 (投資制限)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第3項(8)に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p><u>3. 本投資法人は、国外に所在する不動産並びに国外に所在する不動産を対象とする不動産同等物(不動産を除く。)及び不動産対応証券への投資は行わないものとする。</u></p> <p><u>4. 本投資法人は、外貨建資産への投資は行わないものとする。</u></p>	<p>第31条 (投資制限)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第3項(9)に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人の運用資産又は負債から生じる<u>為替リスク、価格変動リスク、金利変動リスク</u>その他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第34条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1) 第30条第1項(1)、(2)及び(3)に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権</p> <p>取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。ただし、本投資法人が採用する算定方法が合理的な理由により適当ではないと判断する場合でかつ投資者保護上、問題ないと合理的に判断できる場合には、法令に従い他の算定方法に変更することができるものとする。</p>	<p>第34条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1) 第30条第1項(1)、(2)及び(3)に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権、<u>並びに第30条第2項(4)に定める外国の法令に基づく不動産、不動産の賃借権及び地上権</u></p> <p>取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。ただし、本投資法人が採用する算定方法が合理的な理由により適当ではないと判断する場合でかつ投資者保護上、問題ないと合理的に判断できる場合には、法令に従い他の算定方法に変更することができるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 第30条第1項(4)に定める不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権</p> <p>信託財産が本項(1)に掲げる資産の場合は本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) 第30条第2項(1)に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>信託財産の構成資産が本項(1)に掲げる資産の場合は、本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>(2) 第30条第1項(4)に定める不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権、及び第30条第2項(4)に定める外国の法令に準拠して組成された不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権</p> <p>信託財産が本項(1)に掲げる資産の場合は本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) 第30条第2項(1)に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権及び第30条第2項(4)に定める外国の法令に準拠して組成された第30条第2項(1)に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>信託財産の構成資産が本項(1)に掲げる資産の場合は、本項(1)に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 第30条第2項(2)に定める不動産に関する匿名組合出資持分</p> <p>匿名組合出資持分の構成資産が本項(1)乃至(3)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(5) 第30条第2項(3)に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>信託財産である匿名組合出資持分について本項(4)に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 第30条第2項(4)乃至(7)及び第30条第3項(4)に定める有価証券</p> <p>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格のない株式等は取得原価により評価する。</p>	<p>(4) 第30条第2項(2)に定める不動産に関する匿名組合出資持分及び第30条第2項(4)に定める外国の法令に準拠して組成された第30条第2項(2)に定める不動産に関する匿名組合出資持分</p> <p>匿名組合出資持分の構成資産が本項(1)乃至(3)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(5) 第30条第2項(3)に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権及び第30条第2項(4)に定める外国の法令に準拠して組成された第30条第2項(3)に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>信託財産である匿名組合出資持分について本項(4)に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 第30条第1項(5)に定める海外不動産保有法人に係る株式並びに第30条第2項(5)乃至(10)及び第30条第3項(4)に定める有価証券</p> <p>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格のない株式等は取得原価により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7) (省略)</p> <p>(8) 第30条第3項(7)に定める金銭の信託の受益権</p> <p>投資運用する資産に応じて、本項(1)乃至(7)及び(10)に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) 第30条第3項(8)に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>①～② (省略)</p> <p>(10) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第36条に定める各決算期とする。ただし、第30条第2項(4)乃至(7)、第3項及び第4項(4)に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p>	<p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 第30条第3項(7)に定める金銭の信託の受益権及び第30条第3項(8)に定める<u>外国の法令に準拠して組成された第30条第3項(7)に掲げる資産と同様の性質を有する資産</u></p> <p>投資運用する資産に応じて、本項(1)乃至(7)及び(10)に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) 第30条第3項(9)に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、第36条に定める各決算期とする。ただし、第30条第2項(5)乃至(10)、第3項及び第4項(4)に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p>

第4号議案 規約一部変更の件（その4）

1. 変更の理由

- (1) 資産運用会社に対する資産運用報酬について、本投資法人の投資主の利益と資産運用会社の利益の一体化を一層強化する体系とすることを目的として、これまでの「運用報酬」に含まれていた本投資法人の総資産額に対する運用報酬及び償却前営業利益に対する運用報酬を、それぞれ「運用報酬Ⅰ」及び「運用報酬Ⅱ」とし、その上限料率等を変更し、また、これまでの本投資法人の総資産額及び償却前営業利益のみに連動する運用報酬に加えて、「運用報酬控除前税引前当期純利益」を「本投資法人の関連する営業期間に係る決算期における発行済投資口数」で除したいわゆる「1口当たり純利益（EPU）」に連動する運用報酬を「運用報酬Ⅲ」として追加する変更を行うものです（変更案「別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬 ①運用報酬Ⅰ」乃至同「③運用報酬Ⅲ」）。
- (2) 資産運用会社に対する資産運用報酬について、多様な形態での資産の取得及び譲渡による本投資法人のポートフォリオの成長余地を考慮し、不動産等以外の不動産関連資産の取得及び譲渡についても取得報酬及び譲渡報酬の対象となるよう、所要の変更を行うものです（変更案「別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬 ④取得報酬」及び同「⑤譲渡報酬」）。
- (3) 上記（1）及び（2）の本投資法人の資産運用報酬体系の変更を、2026年12月期の初日である2026年7月1日から効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第40条第2項）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分。なお、「現行規約」は、第2号議案 規約一部変更の件（その2）に係る規約変更の効力発生後のものを記載しています。）

現 行 規 約	変 更 案
第11章 附則	第11章 附則
第40条 （改正の効力発生）	第40条 （改正の効力発生）
1. （省略）	1. （現行どおり）
2. （新設）	2. <u>別紙1に係る改正は、2026年7月1日に効力を生じる。なお、本項は、当該改正の効力発生日経過後に、これを削除し、前項及び本項が削除された場合には、本章を削除する。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬 資産運用会社に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>①運用報酬</p> <p>各営業期間毎に、本投資法人の総資産額（注1）に年率（注2）<u>0.3%</u>を乗じた額を上限とする金額を当該営業期間中に支払い、また償却前営業利益（注3）に<u>2%を乗じた額を上限とする金額を関連する営業期間に係る決算期以後3か月以内に支払うものとする。</u></p> <p>（注1） 「総資産額」とは、本投資法人の関連する営業期間の直前の決算期付の貸借対照表に記載された総資産額をいう。</p> <p>（注2） 1年を365日として、関連する営業期間の実日数により日割り計算する（1円未満切捨て）。</p> <p>（注3） 「<u>償却前営業利益</u>」とは、本投資法人の関連する営業期間における営業収益から当該営業期間における営業費用（減価償却費、総資産額に関する運用報酬、償却前営業利益に関する運用報酬を除く。）を減じた金額をいう。</p> <p>（新設）</p>	<p>別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬 資産運用会社に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>①運用報酬Ⅰ</p> <p>各営業期間毎に、本投資法人の総資産額（注1）に年率（注2）<u>0.1%</u>を乗じた額を上限とする金額を、<u>当該営業期間中に支払うものとする。</u></p> <p>（注1） 「総資産額」とは、本投資法人の関連する営業期間の直前の決算期付の貸借対照表に記載された総資産額をいう。</p> <p>（注2） 1年を365日として、関連する営業期間の実日数により日割り計算する（1円未満切捨て）。</p> <p>（削除）</p> <p>②運用報酬Ⅱ</p> <p>各営業期間毎に、<u>本投資法人の償却前営業利益（注3）に1%を乗じた額を上限とする金額を、当該営業期間に係る決算期以後3か月以内に支払うものとする。</u></p> <p>（注3） 「<u>償却前営業利益</u>」とは、本投資法人の関連する営業期間における営業収益（不動産関連資産を譲渡した場合の当該譲渡に関して本投資法人に帰属する売却益を除く。）から当該営業期間における営業費用（減価償却費、運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ、運用報酬Ⅲ、不動産関連資産を譲渡した場合の当該譲渡に関して本投資法人に帰属する売却損及びのれん償却費を除く。）を減じた金額をいう。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p>③運用報酬Ⅲ</p> <p>各営業期間毎に、本投資法人の運用報酬控除前税引前当期純利益（注4）にEPU（注5）を乗じた金額に0.0023%（なお、当該営業期間が6か月に満たない場合又は6か月を超える場合には、0.0023%に「183を当該営業期間の実日数で除した数」を乗じた料率に調整する。）を乗じた額（運用報酬控除前税引前当期純利益が零を下回る場合には、零円とする。）を上限とする金額を、当該営業期間に係る決算期以後3か月以内に支払うものとする。</p> <p>（注4）「運用報酬控除前税引前当期純利益」とは、本投資法人の関連する営業期間における運用報酬Ⅰ、運用報酬Ⅱ、運用報酬Ⅲ控除前の税引前当期純利益（ただし、のれん償却費を加算し、負ののれん発生益を控除した後の金額とし、繰越欠損金がある場合は、その全額を補填した後の金額とする。）をいう。</p> <p>（注5）「EPU」とは、下記Aを下記Bで除した金額をいう。</p> <p>A：運用報酬控除前税引前当期純利益 B：本投資法人の関連する営業期間に係る決算期における発行済投資口数（ただし、本投資法人が自己の投資口の取得を行い、当該決算期において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合には、本投資法人の保有する自己の投資口を除いた数をいうものとする。）</p> <p>なお、2026年7月1日以降、本投資法人の関連する営業期間までに本投資法人の投資口の分割又は併合の効力が発生している場合には、上記計算式によって得られた金額に、各投資口の分割又は併合1回につき下記に規定する係数を乗じた額を当該営業期間に係る運用報酬Ⅲの上限額とするものとする。</p> <p>i 1：X の割合で本投資法人の投資口の分割が行われている場合には、X ii Y：1 の割合で本投資法人の投資口の併合が行われている場合には、Y分の1</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②取得報酬</p> <p>本投資法人が取得する不動産等の取得代金（なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。）に0.5%（ただし、資産運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係人等からの取得は0.25%）を乗じた額を上限とする金額を取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>③譲渡報酬</p> <p>本投資法人が譲渡する不動産等の譲渡代金（なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他譲渡にかかる費用を除く。）に0.5%（ただし、資産運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係人等への譲渡は0.25%）を乗じた額を上限とする金額を譲渡日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p>	<p>④取得報酬</p> <p>本投資法人が取得する不動産関連資産の取得価額（なお、当該不動産関連資産の取得に係る公租公課その他取得にかかる費用を除く。）に0.5%（ただし、資産運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係人等からの取得は0.25%）を乗じた額を上限とする金額を、取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p> <p>⑤譲渡報酬</p> <p>本投資法人が譲渡する不動産関連資産の譲渡価額（なお、当該不動産関連資産の譲渡に係る公租公課その他譲渡にかかる費用を除く。）に0.5%（ただし、資産運用会社の利害関係人等取引規程に定める利害関係人等への譲渡は0.25%）を乗じた額を上限とする金額を、譲渡日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに支払うものとする。</p>

第5号議案 執行役員1名選任の件

執行役員市川俊英は、2026年3月31日をもって任期満了となりますので、2026年4月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第18条第2項本文の定めにより、2026年4月1日より2年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2026年2月16日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
いちかわとしひで 市川俊英 (1954年9月27日)	1977年4月 三井不動産株式会社 入社
	2003年4月 同社 六本木プロジェクト推進部長
	2005年4月 同社 執行役員六本木プロジェクト推進部長
	2005年8月 同社 執行役員東京ミッドタウン事業部長
	2008年4月 同社 常務執行役員東京ミッドタウン事業部長
	2009年4月 同社 常務執行役員アコモデーション事業本部長
	2011年6月 同社 常務取締役常務執行役員アコモデーション事業本部長
	2013年4月 同社 取締役
	2013年4月 三井ホーム株式会社 顧問
	2013年6月 三井不動産株式会社 特任顧問
	2013年6月 三井ホーム株式会社 代表取締役社長社長執行役員
	2018年10月 三井不動産株式会社 グループ上席執行役員
	2019年4月 同社 顧問
	2019年4月 三井ホーム株式会社 常任相談役
	2019年6月 九州旅客鉄道株式会社 取締役
	2023年6月 三井不動産株式会社 顧問 退任 三井ホーム株式会社 常任相談役 退任
	2024年4月 本投資法人 執行役員就任（現任に至る）
2024年6月 九州旅客鉄道株式会社 取締役 退任	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損害を当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者は、現在、執行役員とし

て当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第6号議案 監督役員3名選任の件

監督役員飯田浩司、鈴木乃里子及び鈴木潤子の3名は、2026年3月31日をもって任期満了となりますので、2026年4月1日付で改めて監督役員3名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第18条第2項本文の定めにより、2026年4月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	飯田浩司 (1956年9月10日)	1981年4月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人） 入社 1984年12月 公認会計士登録 1998年5月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 社員 2007年5月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 代表社員 2010年7月 有限責任あずさ監査法人 パートナー 2019年6月 有限責任あずさ監査法人 退職 2019年7月 公認会計士飯田事務所開設（現在に至る） 2020年4月 本投資法人 監督役員就任（現在に至る）

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴
2	鈴木乃里子 <small>すずき のりこ</small> (1957年12月29日)	1981年3月 監査法人中央会計事務所 入社 1989年3月 中央コーポスアンドライブランド 国際税務事務所（現 PwC税理士法 人）入社 1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限 責任 あずさ監査法人）入社 1996年4月 公認会計士登録 2008年10月 あずさ監査法人（現 有限責任 あ ずさ監査法人）シニアマネージャ ー 2015年9月 有限責任 あずさ監査法人 退職 2015年10月 有限責任 あずさ監査法人 非常勤 監査職員 2015年10月 鈴木乃里子公認会計士事務所開設 （現在に至る） 2020年3月 有限責任 あずさ監査法人 非常勤 監査職員 契約終了 2020年4月 本投資法人 監督役員就任（現在に 至る） 2021年6月 西松建設株式会社 社外取締役（監 査等委員） 2025年6月 西松建設株式会社 社外取締役（監 査等委員） 退任
3	鈴木潤子 <small>すずき じゆんこ</small> (1970年11月9日)	1999年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 菊地・玉木法律事務所（現 菊地綜 合法律事務所）入所 2005年4月 上智大学法科大学院 非常勤講師 就任 2006年7月 菊地・玉木法律事務所（現 菊地綜 合法律事務所）退所 2006年7月 北原法律事務所 入所（現在に至 る） 2015年3月 上智大学法科大学院 非常勤講師 退任 2024年4月 本投資法人 監督役員就任（現在に 至る）

- ・上記監督役員候補者3名は、いずれも本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記監督役員候補者3名と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

- ・上記監督役員候補者3名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務執行全般を監督しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者3名は、現在、いずれも監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第7号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2026年4月1日付で補欠執行役員2名の選任をお願いするものです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、横地重和を第一順位、柴田守郎を第二順位とします。

また、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項本文の定めにより、第5号議案における執行役員の任期が満了する時である2028年3月31日までとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2026年2月16日開催の役員会において、監督役員的全員の同意によって提出するものです。

また、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴
1	よこ ち しげ かず 横 地 重 和 (1967年6月10日)	2000年11月 三井不動産株式会社 入社 2011年4月 同社 不動産ソリューションサービス本部 ソリューションサービス企画室 企画グループ長 2014年4月 同社 不動産ソリューションサービス本部 法人ソリューション部 ソリューション営業グループ長 2018年4月 同社 ロジスティクス本部 ロジスティク ス営業部長 2022年4月 同社 ロジスティクス本部 ロジスティク ス運営部長 2024年4月 三井不動産フロンティアリートマネジメン ト株式会社 出向 代表取締役社長就任（現在に至る）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
2	しばた もりお 柴田 守郎 (1965年11月6日)	<p>1988年4月 三井不動産株式会社 入社</p> <p>2005年7月 株式会社三井不動産アコモデーション ファンドマネジメント 出向 取締役財務 本部長</p> <p>2012年4月 三井不動産株式会社 経理部 財務グルー プ長</p> <p>2016年4月 日本ビルファンドマネジメント株式会社 出向 取締役投資本部長</p> <p>2021年4月 三井不動産ロジスティクスリートマネジメ ント株式会社 出向 取締役投資運用本部 長</p> <p>2025年4月 三井不動産フロンティアリートマネジメン ト株式会社 出向 取締役財務部長就任 (現在に至る)</p>

- ・上記補欠執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記補欠執行役員候補者横地重和は、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記補欠執行役員候補者柴田守郎は、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社の取締役財務部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

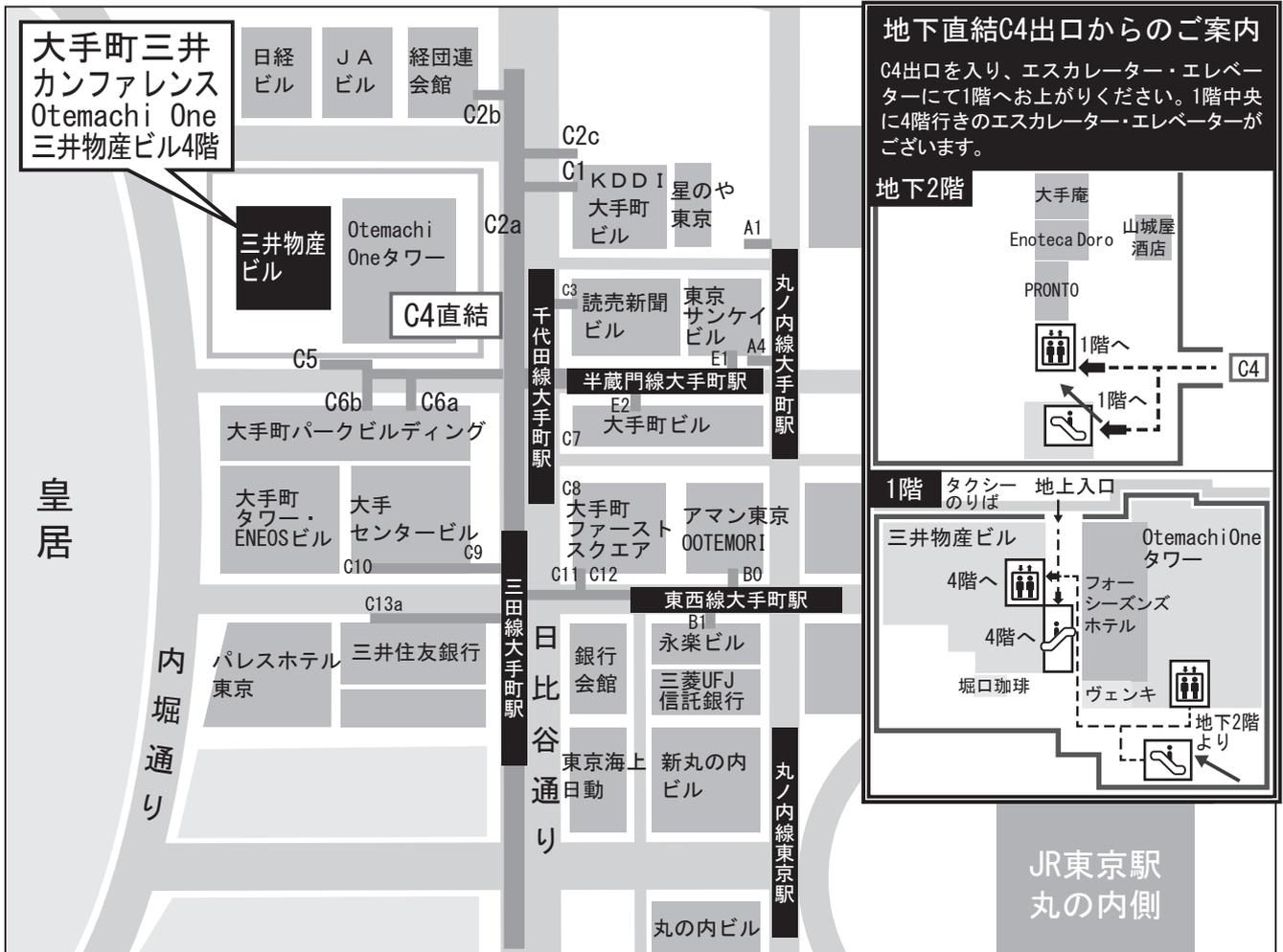
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第7号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。また、現行規約第14条第3項に定める各事項に係る議案については、「みなし賛成」の規定は適用されませんが、本投資主総会に提出される議案に同項に定める各事項に係る議案は含まれません。

以 上

第11回投資主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
 Otemachi One 三井物産ビル4階
 「大手町三井カンファレンス」Room7、8
 TEL：03-5220-6906（代表）



(交通) 「大手町駅」C4又はC5出口直結、C2a出口正面

(東京メトロ丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営三田線)

なお、当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※投資主総会及びその後の「運用状況報告会」にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

前回の投資主総会と開催場所が異なりますので、ご来場の際は、お間違えのないようお願い申し上げます。